

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-2・5F

Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

December, 2011

なごみ便り

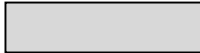
www.101dog.co.jp



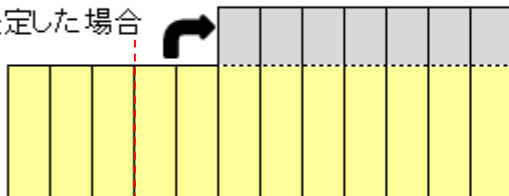
役員給与の減額改定に対する更正処分の事例

現行の法律では法人役員に対する給与を損金扱いにするための要件の一つとして『定期同額給与』というものがあります。

『定期同額給与』とは、
事業年度内において支給される役員給与は毎月同額でなければならないというもの。

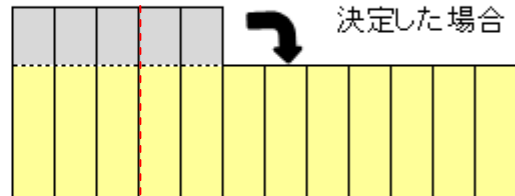
その支給額の改定をするには、事業年度開始の日から3月を経過する日までに行わなければなりません。3月経過後に改定した場合には下記の図の  部分が原則として税額の計算上、損金としては認められません。

3月経過後に
増額改定を
決定した場合



3月経過

3月経過後に
減額改定を
決定した場合



3月経過

ただ、業績の悪化等一定の理由により、その給与の額を減額することについては認められており、減額をした場合には、その減額をする前と減額をした後における支給額が同額である給与は、それぞれ定期同額給与に該当するとなっています。

つまり、事業年度開始の日から3月を経過した日以降の増額改定はダメ。一定の理由があれば減額改定はできると通達において定められています。

【 企業 】

経営状況が著しく悪化したことで
やむを得ず役員給与を減額せざる
を得ないんです
どうか定期同額給与として
認めてください



【 税務署 】

そういうやむを得ない
事情があるのなら認めて
あげましょう



お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

しかし、役員給与を減額改定したことによる税務署からの更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分がなされ、処分に不服とした法人（以下、請求人という。）が国税不服審判所に審査請求をしたが、調停の結果この処分が認められてしまったという事例がありました。



請求人側の主張

決算月の2か月前において、経常利益が対前年比で6%減少したことにより代表取締役の経営責任を示すことを理由として、代表取締役に対して支給していた定期同額給与を事業年度の中途において減額改定した。改定理由は経営状況の著しい悪化等に該当する。

税務署側の主張

請求人がいう経常利益が対前年比で6%減少したという状況は、単に業績目標に達しなかったものであり、経営状況が著しく悪化した状況とはいえないから、業績悪化改定事由に該当しない。



国税不服審判所の審査判断

本件事業年度の売上高、経常利益は過去の業績と比べて何らそんな色がないこと（本件事業年度の経常利益は対前年比で6%減少しているが、売上高は直近6事業年度の中で最も多額であった。）

請求人が設定した業務目標（前年実績を上回ることを目標としていた。）を達成できなかったことが減額の理由であること等からすれば、業績悪化改定事由があるとは認められず、また、上記理由以外に役員給与を減額せざるを得ない特段の事情が生じていたと認められない。

により税務署側の更正処分は適法であるとの判断がなされました。
今後は役員給与の年度途中での減額改定については、業績悪化をきちんと説明できるようにしましょう。

また、今回の処分は【調停】の結果であり、【裁判】までいったものではありません。

（文章担当：桂・生田）

～戦略MG(マネジメントゲーム)研修のご案内～

参加者全員が製造業の社長に就任し、自分の会社の経営を進め、期の終了後に決算を行い、財務諸表（B/S、P/L）を作成します。本格的な企業会計原則を取り入れており、楽しみながら、管理会計が学べ、経営・計数・コスト感覚、リーダーシップ能力、意思決定能力を高める事ができます。余談ですが、SパソのS社長はSパソを立ち上げる前に、博多でこのマネジメントゲームを受講されております。ご興味のある方はぜひ「株式会社 和」までお問い合わせ下さい。（06-6944-4117）